簡易工事「見積合わせ」情報

工 事 名 : 名古屋大学(東山)工学部1号館非常放送設備改修工事

建 設 工 事 競 争 参 加 工 種 : 電気工事又は消防施設工事

担 当 部 課 係 : 東海国立大学機構施設統括部設備課電気第二係

担 当 者 : 山下 康平

工事に関すること:052-789-2145 連

絡 先 契約に関すること:052-789-5667,2118

現場説明日時: 実施しない

内 訳 明 細 付 見 積 書 提 出 期 日 : 令和7年6月27日 15 時

東海国立大学機構 (名古屋大学) 内 訳 明 細 付 見 積 書 提 出 先 施設統括部施設企画課施設契約係

※ 上記見積書は、持参により提出してください。 提出された見積書は、返却いたしません。

施 設 統 括 部 ホ ー ム ペ ー ジ 掲 載 期 間 : 令和7年6月23日 ~ 令和7年6月27日

そ 工事内容は、別添の特記仕様書・図面を参照してください。 മ 他 : 1.

- 2. 提出する内訳明細付見積書には、下記の事項を記載してください。
 - 1) 工事名
 - 2) 完成期限
 - 3) 見積価格(見積価格には消費税を含まないこと)
 - 4) 工事費内訳明細
 - 5) 建設業許可番号
 - 6) 建設工事の競争参加資格
 - 7) 連絡先名称
 - 8) 連絡先氏名
 - 9) 連絡先電話番号
 - 10) 連絡先FAX番号
 - 11) 名古屋大学簡易工事「見積合わせ」参加資格2~5の規定に該当する者で ないこと。
- 簡易工事「見積合わせ」結果は、簡易工事「見積合わせ」結果一覧表を簡 易工事「見積合わせ」参加者にFAXすることで、回答とさせていただき ます。
- 東海国立大学機構施設統括部(名古屋大学)にて、簡易工事「見積合わ 4. せ」結果一覧表を閲覧することができます。

名古屋大学(東山)工学部1号館非常放送設備改修工事 1. I 事 2. 工 事 場 所 愛知県名古屋市千種区不老町(名古屋大学東山団地構内) 3. 完 成 期 限 令和7年10月31日(金曜日) 4. エ 事 の 種 類 電気工事又は消防施設工事 一式 模 規 請負代金は、東海国立大学機構より完成後に支払うものとする。 5. 請負代金の支払 6. 総 この工事の受注者は、東海国立大学機構発注工事請負等契約取扱要項別記第1号の 東海国立大学機構工事請負契約基準、この特記仕様書及び下記のレ点を付した設計図書に 基づき工事を施工する。 レ図面 1 枚 |官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(統一基準) (平成25年版) 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編) (令和7年版) 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準) (令和7年版) 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編) (令和7年版) 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準) (令和4年版) |公共建築工事標準仕様書(統一基準)(電気設備工事編) (令和7年版) 文部科学省電気設備工事標準仕様書 (特記基準) (令和7年版) 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(電気設備工事編) (令和7年版) 公共建築設備工事標準図(統一基準)(電気設備工事編) (令和7年版) | 文部科学省電気設備工事標準図(特記基準) (令和4年版) 建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版) (国土交通省国土技術政策総合研究所監修) 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(機械設備工事編) (令和7年版) 文部科学省機械設備工事標準仕様書 (特記基準) (令和4年版) 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(機械設備工事編) (令和7年版) 公共建築設備工事標準図(統一基準)(機械設備工事編) (令和7年版) 文部科学省機械設備工事標準図(特記基準) (平成31年版) 文部科学省土木工事標準仕様書 (令和4年版) 国土交通省制定土木構造物標準設計 その他() 基準第3の規定による、工事費内訳明細書は提出し、工程表は提出しない。 7. エ 事 請 負 契約基準の運用 8. 完 成 义 等 完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。 完成図:1部、機器完成図: 1部、各種試験成績書:1部、諸手続書類(写し):1部、 工事写真(カラー・サービス判):1部(A4判ファイル) ※工事写真は、文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影する。 発生材は、関係法令に従い適切に処理するものとする。 9. 発生材の処理等 10. 施 工 条 標準仕様書の施工の条件による。 11. そ この契約について、工事請負上で疑義及び変更点を生じた場合は、発注者、受注者間で の 他 協議して決定するものとする。 12. 工 事 内 容 等 1. 工学部 1 号館における非常放送設備の取替を行う。 詳細は別紙図面を参照する。 2. 本工事は使用中建物において実施するものであり、下記を遵守すること。 1) 本工事の施工にあたり、施工日、施工時間は監督職員と十分に協議すること。 2) 本工事が大学行事(定期試験等)の支障となる場合は、大学行事を優先すること。 工事用電源、工事用水は支給する。詳細は監督職員との協議の上、決定すること。 4. 工事車両の入構及び駐車については、大学の入構ルールに従うこと。 部 長 課長 課長補佐 係 長 担 当 杉本 山下 森 山下 東海国立大学機構 施設統括部 R7. 6 設計

